

佐倉市障害者就労施設等からの物品等の調達方針

令和2年9月30日策定

1 目的

佐倉市は、「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に関する法律（以下「障害者優先調達推進法」という。）」第9条の規定に基づき、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るため、この方針を定める。

2 定義

この調達方針において使用する用語は、障害者優先調達推進法に規定する用語の例による。

3 適用の範囲

この調達方針は、佐倉市すべての組織（上下水道部を含む。）に適用するものとする。

4 調達の対象となる障害者就労施設等

佐倉市において調達の対象となる障害者就労施設等とは、障害者優先調達推進法第2条第2項各号に定める施設とする。

5 調達方針の担当部署

この調達方針の担当部署は、福祉部障害福祉課とする。

6 情報の提供

障害福祉課では、障害者就労施設等から買入れ可能な物品及び提供が可能な役務に関する情報の収集に努め、各所属に情報を提供するものとする。

7 物品等の調達の目標

各年度において達成すべき調達の目標については、別表のとおり定める。

8 調達目標及び調達実績の公表

- (1) 毎年度当初、調達目標を定めたときは、市ホームページ等の方法により、速やかに公表するものとする。
- (2) 調達実績については、翌年度の5月末までに取りまとめ、市ホームページ等の方法により、速やかに公表するものとする。

別表

令和２年度において達成すべき調達の目標を、以下のとおり定める。

		分類	目標額	内容
(１) 物品の買入れ	１ ９ ４ 千円	食料品・飲料	１ ８ 千円	ふるさと納税返 礼品等
		小物雑貨	１ ７ ６ 千円	身のまわり品
(２) 役務の提供	１，６ ６ ４ 千円	印刷・製本	８ ８ ３ 千円	封筒・ハガキの 印刷等
		その他の役 務	７ ８ １ 千円	チラシ挟み込み 等

合計目標額 １，８ ５ ８ 千円

※調達目標額は、当初予算額ベース